

原発をなくす全国連絡会 ニュース



〒113-8465東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F

E-mail: no-nukes@min-iren.gr.jpHP: <https://www.no-genpatu.jp>

6.17原発避難者訴訟最高裁判決 国の責任を認めない最高裁判決は、**不当判決だ!**

6月17日、東京電力福島第一原発事故で避難した住民らが、国に損害賠償を求めた4件の訴訟の上申告判決が最高裁判所で行われました。

最高裁は、長期評価に基づき国が規制権限を行使し、東電に対し対策を命じていれば何らかの対策が講じられたであろうと認めました。しかし、地震・津波の規模が想定を大きく上回り、かつ津波の遡上方角が想定と異なっていたことをあげ、対策が講じられていても事故が発生した可能性が相当あるとして、国の賠償責任はないとする統一判断を示しました。

今回の最高裁判決で、4人の裁判官のうち、三浦裁判官が反対意見を述べました。三浦裁判官の意見は以下の通り。※判決文全54ページのうち30ページを占めるボリュームです。

- ・ 長期評価も予見可能性も認めた上で、「想定された津波で敷地が浸水すれば、本件事故と同様の事故が発生する恐れがあることは明らかだった」とし、国が東電に何らかの対策を取らせるべきであった。
- ・ 津波が予想された方角以外からも遡上する可能性を想定するのは「むしろ当然」であり、津波の規模も相応の幅を持って考えるべき。
- ・ 津波の侵入口や経路をふさぐ水密化は国内外で当時実績があり、多重的な防護対策を万が一にも深刻な災害が起こらないようにする法令の趣旨に照らし、検討すべきだった。
- ・ 生存を基礎とする人格権は憲法が保障する最も重要な価値であり、経済的利益などの事情を理由とし、必要な措置を講じないことは正当化されるものではない。

原告団はこの三浦裁判官の反対意見を「三浦第二判決」と呼び、これを多数意見にすることが当面の課題としています。

国策として国が推し進めた原発、その原発から発生した事故は、人のくらしと生業を奪い、環境を汚染し、それぞれに取り返しのできない影響を与えました。この責任は非常に重く、国が負うべきものです。原発をなくす全国連絡会は、原発事故被害者をこれからも支え、原発なくせの声をあげていきます。



← 入廷行進する原告団

← 判決文を手に訴える
馬奈木弁護士← 炎天下のもと馬奈木
弁護士の訴えを聞く原
告や支援者

処理水放出計画を7月中に認可か

原子力規制委員会は、5/19に福島第一原発の汚染水を基準値以下に薄めて海洋放出する実施計画について、安全性に問題はないとして、審査書案を了承した。1ヶ月間のパブリックコメント後、7月中にも認可するとされる。政府は「関係者の了解なしにいかなる処分を行わない」としているが、東電社長は福島県漁連に足を運んで理解を得ようとはしていない

(原住連「げんぱつ」より引用)

泊原発の運転差し止めを命じる判決

5/31札幌地裁は、北海道内の住民が北海道電力泊原発は安全性に問題があるとして運転差し止めと廃炉を求めた訴訟の第1審判決で、全3基の運転差し止めを命じた。判決では、現在設置されている防波堤が安全性を欠いていると指摘し、事故が発生した場合に周辺住民の人格権を侵害するおそれがあると認定した。